

抵当権を抹消する場合の申請書の書式

土地又は建物に設定された抵当権が弁済により消滅した場合の抵当権の抹消登記の申請書の書式は、別紙 1 のとおりです。

なお、ご不明の点等がありましたら、最寄りの法務局又は地方法務局にご相談ください。

登記所からのお願い

申請書は A 4 の用紙に記載し、他の添付書類と共に左綴じにして提出してください。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。

文字は、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

郵送による申請はできません。

書式の解説（別紙 1）

（注 1） 乙区（その不動産に関する所有権以外の権利関係について記載している部分です。）の何番の抵当権を抹消するかを表示します。

土地と建物で抵当権の番号が異なる場合は、「抵当権抹消（順位番号後記のとおり）」と表示して、「不動産の表示」欄の「地番 5 番」又は「家屋番号 5 番」の下に「（順位壱番）」、「（順位参番）」と記載します。

また、抹消する抵当権を、受付年月日及び受付番号で表示しても差し支えありません。

（注 2） 債務を完済して抵当権が消滅した日とその原因を記載します。登記済証（抵当権設定契約書など。なお、（注 5）参照）に記載された債務弁済の日と一致しなければなりません。

なお、抵当権の設定が平成 16 年 9 月 6 日に解除されて消滅したときは、「平成 16 年 9 月 6 日解除」と記載します。

（注 3） 抵当権を設定した者の住所、氏名を記載します。これは登記簿の記載と一致している必要があります。一致していない場合は、先に登記簿上の住

所又は氏名を現在の状態に変更する必要があります。

- (注4) 抵当権者である銀行等の主たる事務所の所在地及び商号を記載します。
この記載が登記簿の記載と一致していない場合は、登記簿上の事務所の所在地及び商号から、現在のものまでの変更の経過が分かる会社等の登記簿の謄抄本を添付する必要があります。
- (注5) 実務上は、登記済証(権利証)である抵当権設定契約書の末尾に解除又は弁済を受けた旨及びその日付が記載され、抵当権者の記名押印がある場合は、それを添付すればよいこととされています。
- (注6) 登記申請に関する委任状です。また、会社の代表者の資格証明書(会社の登記簿の謄抄本でも可、3か月以内に作成されたものを添付します。)も必要です。書式例は別紙2のとおりです。
- (注7) 抵当権者から登記申請の委任を受けた抵当権設定者の住所、氏名を記載します。登記簿の記載と一致しなければなりません。氏名の下に認印を押印します。氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。
- (注8) 抹消の登記の登録免許税は、土地又は建物1個につき1,000円です。20個以上の不動産について抹消の登記をするときは、20,000円になります。
- (注9) 登記の申請をする不動産を、登記簿のとおりに記載してください。

(別紙1)

登記申請書

登記の目的 3番 抵当権抹消 (注1)

原因 平成16年9月6日 弁済 (注2)

権利者 郡 町 34番地
法務太郎 (注3)

義務者 市 町二丁目12番地
株式会社 銀行 (注4)

添付書類

原因証書 (注5) 登記済証 代理権限証書 (注6)

平成16年11月5日申請 法務局 支局 (出張所)

申請人兼義務者代理人 郡 町 34番地
法務太郎印 (注7)

登録免許税 金2,000円 (注8)

不動産の表示 (注9)

所在 市 町一丁目
地番 5番
地目 宅地
地積 250.00 平方メートル

所在 市 町一丁目5番地
家屋番号 5番
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 120.53 平方メートル

* これは記載例です。下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。(別紙)や(注)は、記載しないでください。

